

ビッグハット長寿命化改修工事
実施設計技術協力業務公募型プロポーザル
— 審査基準（案） —

令和6年9月

目 次

第1	総則	1
1	本書の位置付け	1
第2	審査方法	1
1	審査の方法	1
2	審査の流れ	1
3	審査の手順	2
	(1) 参加資格の確認	2
	(2) 技術提案書審査	2
	(3) 最優秀者及び次点者の選定	3
4	審査結果の通知及び公表	3
	(1) 審査結果の通知	3
	(2) 結果の公表	3
別表1	評価項目に対する評価事項と配点	4
別表2	評価基準	5

第1 総則

1 本書の位置付け

この審査基準は、長野市(以下「市」という。)がビッグハット長寿命化改修工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)において、実施設計技術協力事業者(施工予定者)(以下「最優秀者」という。)を適正に選定するための基準を示すものである。

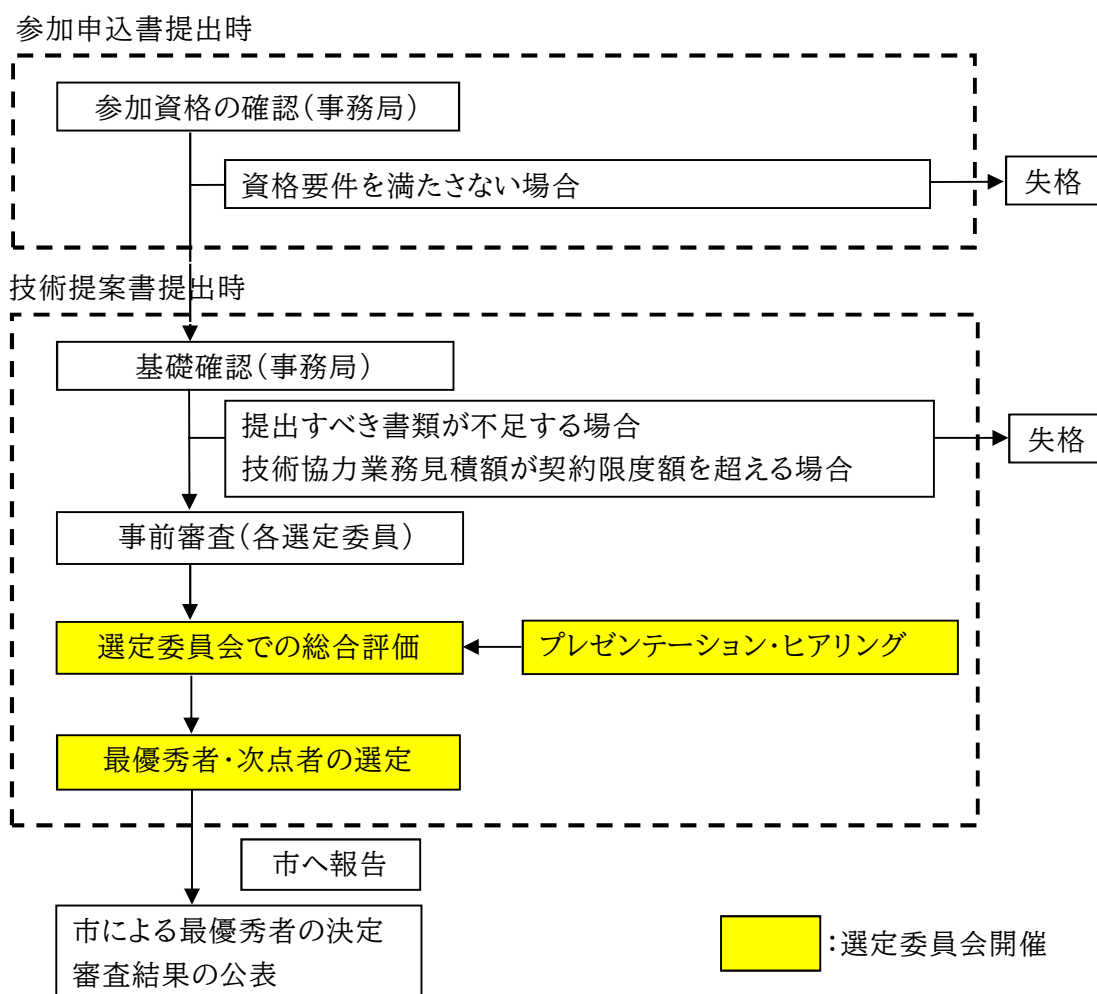
第2 審査方法

1 審査の方法

審査は、長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、本書に示す審査基準に基づき、本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)から提出された技術提案書等について総合的な審査を行い、最も優れた技術提案を行った参加者を最優秀者として選定する。

2 審査の流れ

審査の流れは、以下に示すとおりである。



3 審査の手順

(1)参加資格の確認

市は、参加者から提出される参加申込書等に関する書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件について確認を行う。その結果、参加要件に適合している参加者に対して、技術提案書の提出を求める。なお、参加資格を満たさない場合は、失格とする。

(2)技術提案書審査

ア. 基礎確認

- ・市は、参加者に求めた技術提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類が不備の場合は、失格とする。
- ・市は、技術協力業務見積額が契約限度額を超えていないことを確認する。技術協力業務見積額が契約限度額を超える場合は、失格とする。
- ・市は、技術提案書類に記載された内容が、実施要領及び様式集に示す技術提案書の作成に関する条件について違反の無いことを確認する。提出書類が作成方法を満たさない場合は、失格とする。

イ. 事前審査

市は提出された技術提案書等の事前審査用資料を各選定委員に送付する。各選定委員は、技術提案書の読み込みと事前審査及び仮評価を行う。

ウ. 総合評価

選定委員会は、参加者から提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により、別表1の評価項目の内容について各項目の評価事項の審査を行い、別表2の評価基準による採点で、合計得点(最高得点110点)を算出する。なお、選定委員会の各委員がそれぞれ審査を行い採点する。また、事前に仮評価したものをプレゼンテーション及びヒアリングにより確認したうえで、総合的に審査する。

エ. プレゼンテーションの実施

選定委員会は総合評価を行うにあたり、提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。参加者は技術提案書等に基づきパワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは技術提案書の補足説明であり、提出書類にない提案を新たに盛り込み説明することはできない。

※開催日時、場所、プレゼンテーションの持ち時間、質疑応答時間、参加人数、参加者で用意するもの等の詳細については、別途、参加者に通知する。

(3)最優秀者及び次点者の選定

選定委員会は、委員毎の合計得点から下記により最優秀者、次点者を選定する。

- ア. 委員毎に合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。
- イ. 順位により順位得点を配点する(順位得点は「第1位」2点、「第2位」1点)。
なお、1人の委員において、複数の参加者の合計得点が高点となった場合は、順位得点を按分する(例:1位に2者並んだ場合は、 $(2+1)$ 点 $\div 2 = 1.5$ 点ずつを2者に付す)。
- ウ. 各選定委員の順位得点を集計し、得点が高点な参加者を「最優秀者」、その次に高い参加者を「次点者」として選定する。ただし、得点が高点な参加者が複数ある場合は、工事費見積額の金額が最も低い者を選定する。それにより決しない場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

(1)審査結果の通知

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀者を決定する。

なお、審査の結果は全ての参加者に書面にて郵送するとともに、電子メールにて通知する。

(2)審査結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果の公表範囲は、以下のとおりで、市のホームページにて公表する。

- ア. 参加者数
- イ. 最優秀者及び次点者の名称
- ウ. 最優秀者及び次点者の順位得点
- エ. 審査結果の講評

別表1 評価項目に対する評価事項と配点

No.1

評価項目		様式	評価事項	評価点	
				配点	合計 (配点率)
提案項目 (80点)	施工上の課題 に関する提案	5-2	屋根改修について 品質や作業の安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法についての提案	10	30
			設備機器の更新について 品質や作業の安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法についての提案	10	
			施工上特に注意すべき事項と解決策 (2項目まで)	5×2	
	工程管理に関する提案	5-3	工程管理について 工程管理の方策、重点ポイント、 工程遅延対策についての提案 週休2日推進に関する提案	10	20
			休館期間短縮のための提案	10	
	環境への負荷 低減に関する 提案	5-4	工事施工上の環境負荷低減について 資源の消費や廃棄物の発生が 環境に与える負荷の低減に適切 に対処する取り組みについて	10	20
			ライフサイクル CO2 削減について 更新機器の耐用年数と維持管理(メンテナンスの頻度と費用) について	10	
	地域貢献に関する提案	5-5	市内建設事業者の工種別の具体的な活用方法と活用想定額	5	10
			市内企業からの資材、日用品等の具体的な調達・購入計画	5	
価格項目 (30点)	工事費見積書	8	概算見積価格	30	30
合 計				110	110

※色付き部分は定量評価を示す

別表2 評価基準

(1) 定性評価項目

ア 施工上の課題に関する提案/工程管理に関する提案/環境への負荷低減に関する提案の評価基準

項目の評価	評価点	
	配点:10	配点:5
具体的な提案の的確性・実現性が極めて優れている	10	5
具体的な提案の的確性・実現性が十分に考慮され、優れている	8	4
具体的な提案の的確性・実現性が考慮されており、ほぼ満足できる	6	3
具体的な提案の的確性・実現性が考慮されているが、不足である	4	2
具体的な提案の的確性・実現性がほとんど考慮されておらず、極めて不足である	0	0

イ 地域貢献に関する提案(企業からの建設資材、日用品等の調達計画)

No.2

項目の評価	評価点
	配点:5
活用方法や実現性が極めて良好である	5
活用方法や実現性が良好である	4
活用方法や実現性が十分である	3
活用方法や実現性がやや不十分である	2
活用方法や実現性が不十分である	0

(2) 定量評価項目

ア 休館期間短縮に関する提案の評価基準

休館期間短縮に対する評価点は、最も休館日数の短い者を満点とし、他の者は最も休館期間が短い者との割合による計算により算定する。

$$\text{得点} = \text{配点(10点)} \times \left(\frac{\text{最短休館日数提案者の休館日}}{\text{当該応募者の休館日数}} \right)$$

※算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを評価

点とする。

イ 市内建設事業者の工種別の具体的な活用方法と活用想定額提案の評価基準

No.3

長野市内建設事業者の活用方法は、工事費見積額に占める市内建設事業者の活用工事の合計金額比率(以下「活用割合」という。)に応じ、配点に評価率をかけて評価点を算出する。

$$\text{活用割合(\%)} = \frac{\text{1次下請けに市内建設事業者を活用する想定額(税抜き)}}{\text{工事費見積額(直接工事費)}} \times 100$$

長野市内建設事業者の活用割合(%)	配点(5点)×評価率	評価点
50%以上	配点×1.0	5
30%以上50%未満	配点×0.8	4
20%以上30%未満	配点×0.6	3
10%以上20%未満	配点×0.4	2
10%未満	配点×0	0

ウ 価格項目の評価基準

価格項目に対する評価点は、工事費参考額と工事費見積額との比率(以下「見積率」という。)により、価格評価算定表から算出する。

$$\text{見積率(\%)} = \frac{\text{工事費見積額}}{\text{工事費参考額}} \times 100$$

○価格評価算定表

価 格 評 価 点	見積率が 90% 以下の場合は、価格評価点は 30 点とする。
	90% < 見積率 ≤ 100% における価格評価点 90% : 30 点と 100% : 0 点を通る直線式により算定される以下の y の値を価格評価点とする。
	価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a)$ x : (見積率 - 90)% y : 価格評価点 a : 100 - 90 = 10 b : 30
	見積率が 100% を超える場合の価格評価点 100% : -10 点と 110% : -20 点を通る直線式により算定される以下の y の値を価格評価点とする。 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a) - 10$ x : (110 - 見積率)% y : 価格評価点 a : 110 - 100 = 10 b : -10

※価格評価算定表に示す評価基準と算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを、価格の評価点とする。

【例1】見積率が90.731%だった場合の価格評価点

$$x : (90.731 - 90)\% = 0.731\%$$

$$y : 30 \times (1 - 0.731/10) = 27.807 \Rightarrow \underline{27.81 \text{ 点}}$$

【例2】見積率が103.852%だった場合の価格評価点

$$x : (110 - 103.852)\% = 6.148\%$$

$$y : -10 \times (1 - 6.148/10) - 10 = -13.852 \Rightarrow \underline{-13.85 \text{ 点}}$$

※価格項目の評価イメージは次のとおりとする。

